

平成31年1月春日市介護予防・日常生活支援総合事業に係る報酬改定の概要

1 平成31年1月以降の報酬の請求に係る変更点

◆平成31年1月から国基準サービス（サービスコードA2、A6）の基本報酬に回数制を導入します

平成31年1月利用分から、下記のとおり、これまでの月額包括報酬から、原則として1回あたりの回数制を導入します。なお、加算については回数に関わらず、月1回の算定となります。

各事業所におかれましては、平成30年12月までに、契約書、運営規程等の見直しなど、基本報酬の変更に係る準備をいただきますよう、お願いいたします。

◆訪問型サービス基本報酬（サービスコードA2）

対象者	1月の利用回数	コード	単位数	算定単位
計画上の位置づけが 週1回程度	4回まで	2411（訪問型サービスⅣ）	266	1回につき
	<u>5回以上</u>	1111（訪問型サービスⅠ）	1,168	1月につき
計画上の位置づけが 週2回程度	1回～4回まで	2411（訪問型サービスⅣ）	266	1回につき
	5回～8回まで	2511（訪問型サービスⅤ）	270	1回につき
	<u>9回以上</u>	1211（訪問型サービスⅡ）	2,335	1月につき
計画上の位置づけが 週2回を超える程度	1回～4回まで	2411（訪問型サービスⅣ）	266	1回につき
	5回～8回まで	2511（訪問型サービスⅤ）	270	1回につき
	9回～12回まで	2621（訪問型サービスⅥ）	285	1回につき
	<u>13回以上</u>	1321（訪問型サービスⅢ）	3,704	1月につき

◆通所型サービス基本報酬（サービスコードA6）

対象者	1月の利用回数	コード	単位数	算定単位
要支援1	4回まで	1113（通所型サービス1回数）	378	1回につき
事業対象者	5回以上	1111（通所型サービス1）	1,647	1月につき
要支援2	8回まで	1123（通所型サービス2回数）	389	1回につき
事業対象者	9回以上	1121（通所型サービス2）	3,377	1月につき

◆留意事項

※1 今回の報酬改定に係る新たなサービスコード表及び平成30年9月に実施した総合事業の報酬改定に係る説明会資料については、春日市ウェブサイトに掲載しています。（掲載場所は裏面参照）

※2 今回の報酬改定に係る単位数表マスタの取込みは不要です。